

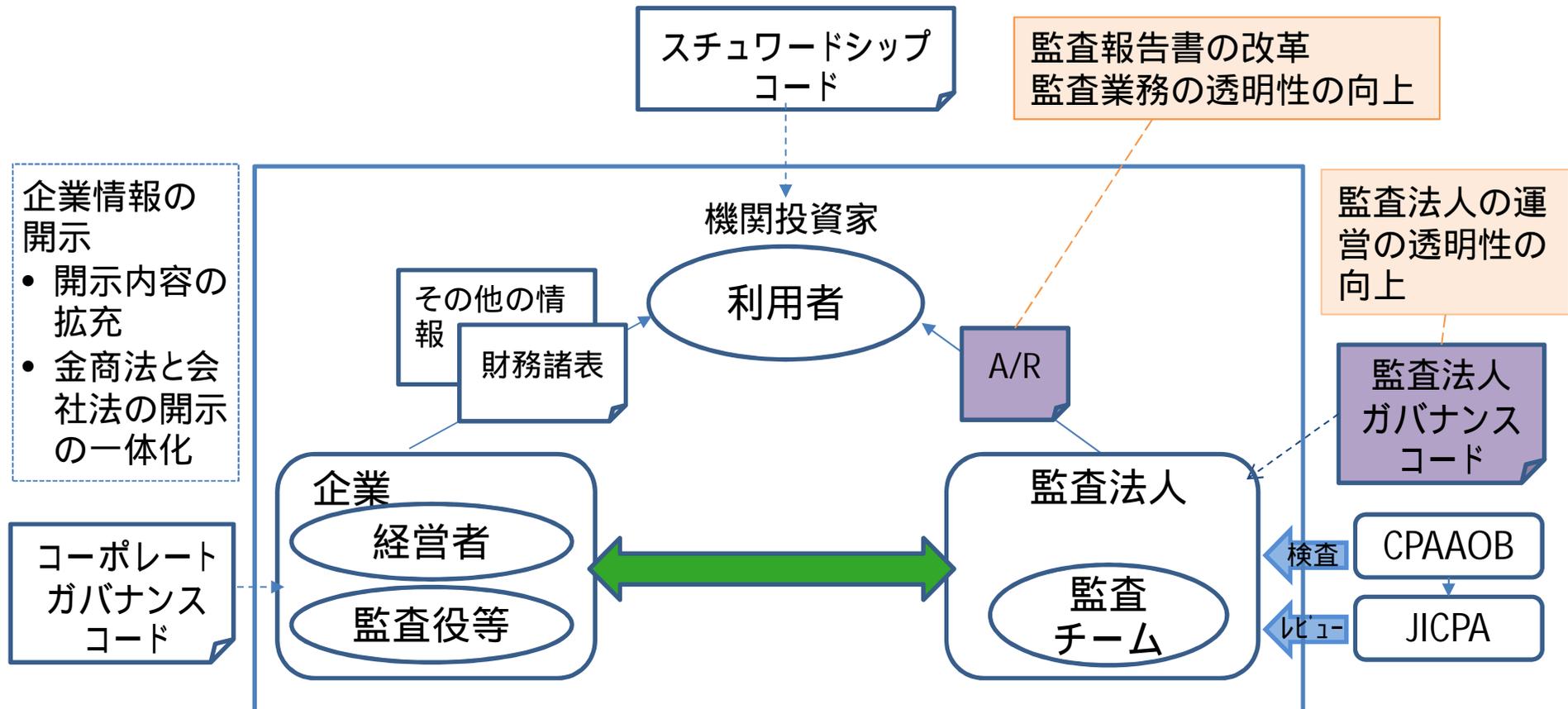
The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

資本市場の関係者との対話シンポジウム
監査上の主要な検討事項 (KAM) の有意義な
導入に向けて

2019年3月8日
日本公認会計士協会

資本市場における 適正な財務報告を担保するための取組み

透明性の向上
対話の促進 好循環



CPAAOB: 公認会計士・監査審査会 (金融庁)
JICPA: 日本公認会計士協会 (自主規制団体)

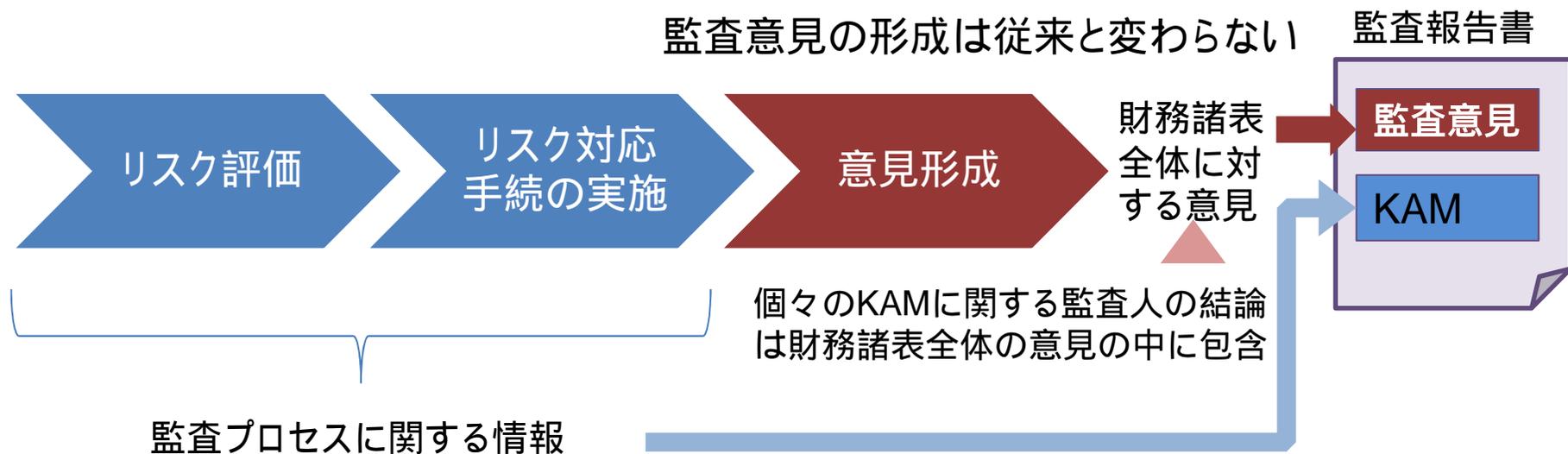
監査上の主要な検討事項 (KAM) の目的

監査上の主要な検討事項 (KAM) とは

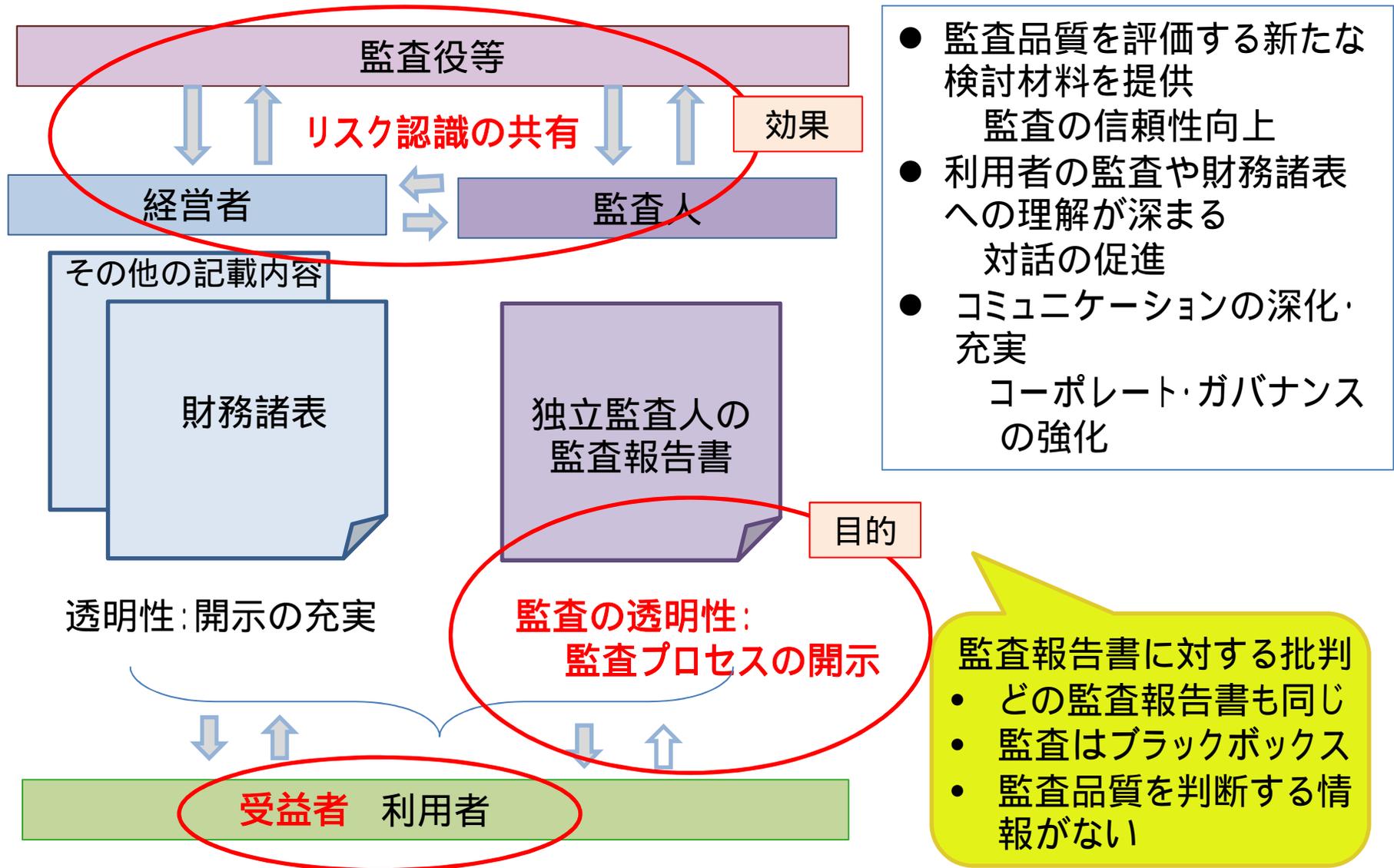
当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項
(改訂監査基準 第四 報告基準 二(2))

目的

監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めること



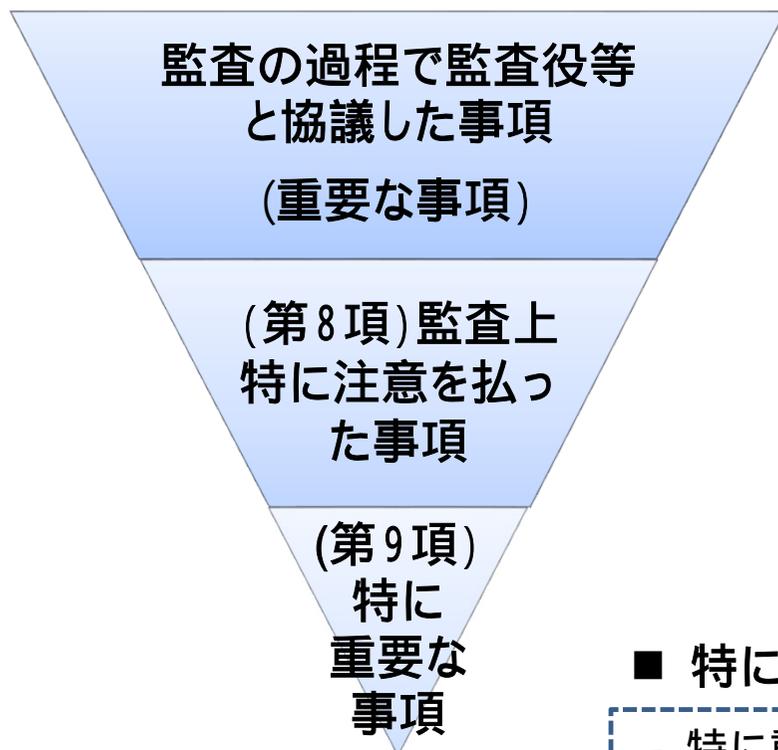
KAMの目的、受益者及び想定される便益



KAMの決定プロセス

(監基報701第8項 & A9 ~ A26、第9項 & A27 ~ A30)

- 比較情報が財務諸表に含まれている場合も、当期の監査上の論点からKAMを選択(A10)
- 前年度のKAMの更新は求められていない(A11)。



■ 特に注意を払った事項の決定- 以下を考慮

特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、
経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

- 計画段階から検討。監査役等とKAMの候補を協議し、監査実施後に最終決定(A16)
- 特別な検討を必要とするリスクとの関係(A21)

■ 特に重要である事項を決定(第9項)

- 特に重要であるかどうかは当該監査における相対的な重要性に基づく(A28 ~ A29)
- KAMの個数が多い場合は、絞込みが適切かどうか再検討(A30)
- 上場企業の監査の場合、少なくとも1つは存在すると想定(A59)

監査上の主要な検討事項 (KAM) の記載

独立監査人の監査報告書

監査意見

・
・
・

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当年度の財務諸表監査において監査人の職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

XXX (KAMの内容を表す見出し)

財務諸表に関連する注記事項がある場合は、当該情報に参照を付した上で、以下を記載

- ・ 監査上の主要な検討事項の内容
- ・ 当該事項をKAMであると判断した理由
- ・ 当該事項に対する監査上の対応

XXX (KAMの内容を表す見出し)

XXXXX

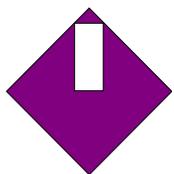
固有
の
情報

- KAMの区分を設け、KAMの一般的な説明文を記載(第10項 & A31 ~ A33)
- 除外事項付意見を表明しなければならない状況において、KAMを代替的に利用してはならない(第11項).
- 個々のKAMの記載事項(第12項)
連結財務諸表の監査報告書に同一内容のKAMを記載している場合は、個別財務諸表の監査報告書において記載を省略することができる。

以下を組み合わせで記載(A46)
KAMに最も適合又はリスクに焦点を当てた監査アプローチの側面
手続の簡潔な概要
手続の結果に関連する記述
監査人の主要な見解

パネル・ディスカッション

1. KAMの適用に向けての現在の状況
 - KAMに対する理解の浸透度
 - KAM適用に向けての準備状況
2. KAMの記述
 - 個々の会社の監査に固有の情報の記述
 - 未公表情報との関係、センシティブな情報の扱い
3. KAMのもたらす影響
 - 財務報告を含む企業開示への影響
 - 監査プロセスへの影響
 - 監査人の説明責任
 - 利用者への期待



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

参考資料

KAMの記述に当たっての留意点- 会社の未公表情報

(監基報701第12項) (A34 ~ A39)

- KAMの記述が適切かどうかは監査人の判断。過度に専門的な監査用語の使用を控え、利用者に理解できるように記載。監査人により提供される情報の内容及び範囲は経営者と監査人のそれぞれの責任(二重責任の原則)を踏まえて判断する。会社の未公表情報を不適切に記載することを回避し、簡潔で理解可能で、有用な情報を提供(A34)
- 未公表情報には、会社が財務諸表以外の手段(例えば、書面又は口頭で提供するIR情報)で公表しているものは入らない。(A35)
- 未公表情報に触れる必要があると判断した場合(A36) 改訂監査基準の前文
 - まずは経営者に開示を促し、必要に応じて監査役等と協議する。
 - 企業に関する情報開示に責任を有する経営者は、監査人からの要請に積極的に対応することが期待されている。
 - 経営者の職務執行を監視する責任を有する監査役等は、経営者に追加の開示を促す役割が期待されている。
- 経営者は財務諸表又はその他の記載内容において追加開示することがある(適正表示を達成するための追加情報のバスケット条項を想定)(A37)

KAMの記述に当たっての留意点

【財務諸表の注記事項への参照】（監基報701第12項(1)）（A40～A41）

- KAMは財務諸表に注記されている内容を繰り返し記載することを意図するものではないが、利用者の利便性を考慮して財務諸表に注記がある場合は注記に参照を付す。（A40）
- 注記の詳細さの程度によっては、監査人の対応をよりの確に記述するのに役立つことがある（A41）

【監査上の主要な検討事項に決定した理由】（監基報701第12項(3)）（A42～A45）

- KAMにより、監査及び監査人の判断についての利用者の理解が深まる場合、当該情報は利用者にとって目的適合性があることとなる。（A43）
- 企業の特定の状況に直接関連付けて記載する。企業の監査に特有の情報を記載する。（A44）
- KAMの選定理由の記述において、特に重要であるかどうかを決定する際に考慮した事項（例：監査証拠の入手可能性に影響を与えた経済の状況、見解の定まっていない事象の会計方針、戦略やビジネスモデルの変更等）に言及することがある。（A45）

【監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応】（監基報701第12項(4)）（A46～A50）

- 監査上の対応の記載にあたり、KAMとして記載した事項への対応が未完了であるという印象や、個別の意見を表明しているという印象を与えないように留意する。汎用的な表現を避け、具体的な状況に直接関連付ける。（A47）
- 個々の企業における監査アプローチの特徴的な面を記載すると有益（A48）
- 特定の監査手続を記述する場合は、概括的に記述する。（A50）

KAMの記述 — 固有の情報

【例】 のれんの評価に関するKAMの記述

KAMの内容及び理由

貸借対照表に計上されているのれんの残高XX百万円は重要であり、のれんの減損テストに必要な将来キャッシュフローの見積りは経営者の判断により重要な影響を受けるため、KAMに該当するものと判断した。

貸借対照表に計上されているのれん(残高XX百万円)には、XXXに関連するのれん(XX百万円)が含まれており、総資産のxx%を占めている。当該のれんの減損テストに必要な将来キャッシュフローの見積りには、収益予想に影響を及ぼす主要購買層であるXXXXXの人口変動、XXXXX(国名又は特定の製品など)市場における成長率、xxx国との関税の改正動向、及び割引率などの重要な仮定が用いられており、経営者の判断により重要な影響を受けるため、KAMに該当するものと判断した。

監査上の対応

会社の将来キャッシュフローの見積り方法に関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。また、経営者が見積りに使用した重要な仮定及びデータが適切かどうかを批判的に検討した。……

将来キャッシュフローの見積りに経営者が用いた重要な仮定のうち、人口変動、xx市場の成長率については、外部の複数の機関が公表しているデータと比較した。また、関税の動向については法人内の税務の専門家から情報を入手し、会社の予測している製品価格及び売上数量に及ぼす影響について、過去の実績に基づく分析を基にした監査人の予測との比較を行った。……

KAMとして決定した事項を監査報告書において報告しない場合

- 以下のいずれかに該当する場合を除き、KAMを監査報告書上報告しなければならない(第13項)

- 法令等で開示が禁止されている、
- 開示による不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれる場合



「開示による不利益 > 公共の利益」となるケースは極めて限定的

- 開示による不利益について、経営者及び監査役等とのコミュニケーションを通じて、経営者の見解を理解し、検討 (A54)
 - 公表していない理由、開示による不利益に関する経営者の見解
 - 規制当局等とのコミュニケーションの有無、公表しないことを裏付けているかの検討
 - 開示することへの懸念が特定の側面に限定されている場合は、記載の仕方を工夫
 - 経営者の見解に関して経営者確認書において確認する

- 監査人の職業倫理との関係 (A55)

- 監査基準に基づき正当な注意を払ってKAMを記載している場合、会社の未公表情報が含まれていたとしても、**監査人の守秘義務が解除される正当な理由に該当する。**
- 法令(金商法193条の3)に基づく監査人の規制当局への報告(対象になるかどうかの検討を含む)は、開示による不利益の検討に役立つ(A55)

KAMに関するよくある質問

KAMは会社に関するアラート情報？ **NO**

会社が公表していない情報をKAMに記載することがあるのか？

YES

他社のKAMとバラツキがあってよいのか？ **YES**

KAMはビジネスリスクの開示？ **NO**

KAMに記載される内容について、監査人から、財務諸表に注記が強制されるのか？

NO

KAMの個数が多いのは、会社の問題があるということ？

NO

KAMは、会社が了承したものだけを記載するのか？ **NO**

結局は、毎年同じKAMが並ぶのでは？

状況による

KAMの項目や内容は、経営者や監査役等と一緒に決めるのか？ **NO**

KAMには、監査人による見積額などの情報が記載されるのか？

NO

KAMは何個くらい？

状況による

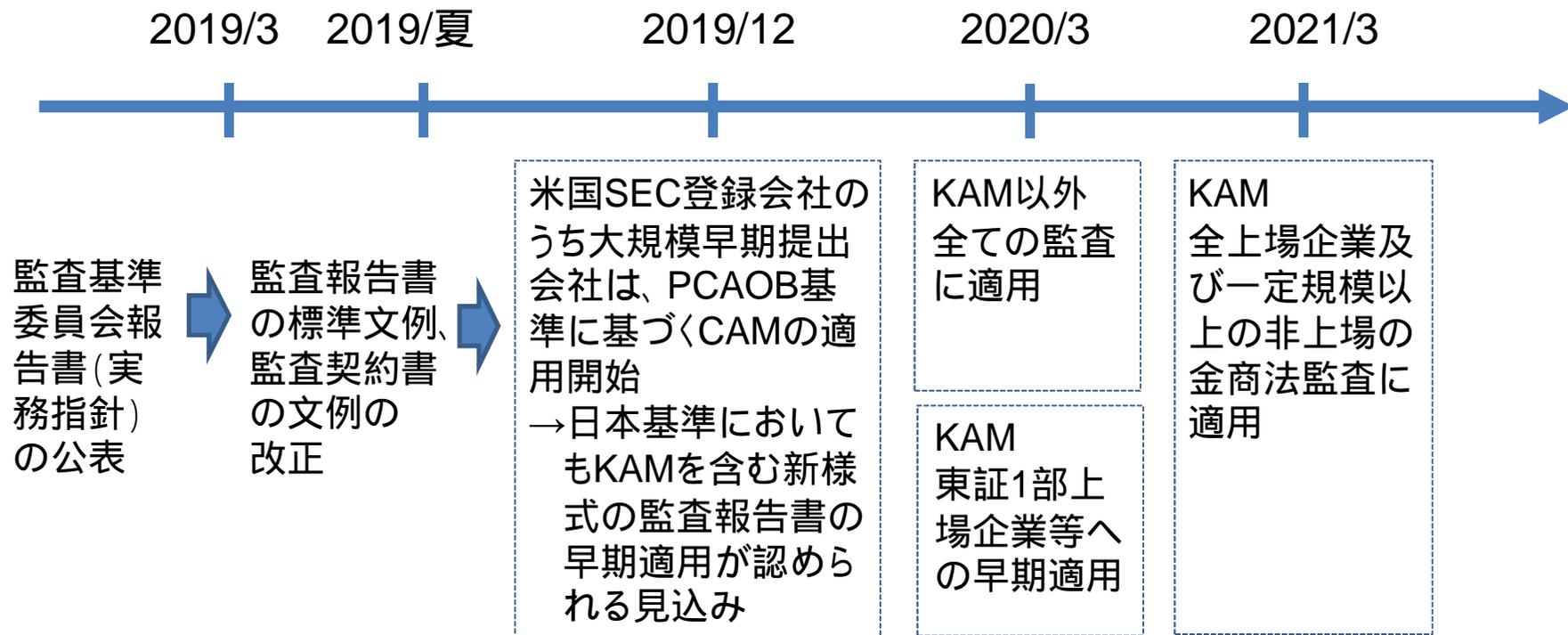
各監査フェーズにおける対応



改訂監査基準の適用対象及び適用時期

KAMの記載を求める監査報告書の範囲

- 金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の連結財務諸表及び個別財務諸表の金融商品取引法に基づく監査
- 当面、会社法監査には適用しない。ただし、任意で適用することは可能。



新しい監査報告書の導入状況

英国	国際監査基準	インド	カナダ	日本
2012年10月1日以 降開始事業年度か ら適用 (12月末決算: 2013/12期)	2016年12月15日以降 終了事業年度から 適用* オーストラリア、香港、 ニュージーランド、中 国、シンガポール、南 アフリカ、北欧3か国、 ブラジル等	2018年4月1日 以降開始事業 年度から適用 (12月末決算: 2019/12期)	•2018年12月15日 以降終了事業年 度から任意適用 開始 •トロント証券取引 所上場企業は、 2020年12月15日 以降終了事業年 度から適用	<u>KAM</u> •2021年3月期から金 商法監査に適用 •2020年3月期から早 期適用可(東証1部 上場企業に期待) <u>KAM以外</u> •2020年3月期から適 用



オランダ
2014年12月15日以
降終了事業年度か
ら適用

欧州連合(EU)
社会的影響度の高
い事業体の法定監
査規則
2016年6月17日以
降開始事業年度
(12月末決算:
2017/12期)

米国PCAOB
監査上の重要な事項(CAM):
•大規模早期提出会社:2019年6月30日以降
終了事業年度から適用
(12月末決算:2019/12期)
•それ以外:2020年12月15日以降終了事業年
度から適用
監査上の重要な事項(CAM)以外:
•2017年12月15日以降終了事業年度から適用

* 早期適用実例あり:
オーストラリア、スイス、シンガポール、ドイツ、香港、ポーランド、南アフリカ等

追加情報の記載の要請 (財務報告の枠組み)

財務報告の枠組み 適正表示の枠組み (監基報200第12項(13)、監基報700第6項(2)参照)

財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求され、かつ、財務諸表の適正表示を達成するため、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組み

財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があること(追加情報の開示)の明示的又は黙示的規定がある。

財務報告の枠組みからの離脱規程が明示的に認められている。

連結財務諸表規則第15条(追加情報の注記)

この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(単体 財務諸表等規則第8条の5)

会社計算規則第116条(その他の注記)

その他の注記は、第百条から前条までに掲げるもののほか、貸借対照表等、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により会社(連結注記表にあっては、企業集団)の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

IAS第1号「財務諸表の表示」

17 ほとんどすべての状況において、企業は、IFRSへの準拠により適正な表示を達成する。適正な表示には、企業が次のことを行うことも必要となる。

(中略)

(c) IFRSの特定の要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すること。

19 IFRSの中のある要求事項に従うことが「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと経営者が判断する極めて稀なケースにおいて、関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか又はそのような離脱を禁じていない場合には、企業は第20項に示す方法により当該IFRSの要求事項から離脱しなければならない。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正

金融審議会ディスクロージャーWG報告書(2018年6月公表)の提言を受けて公表された
有価証券報告書の開示内容の拡充に関する改正(2019/1/31公表)

建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載
- 政策保有株式について、
 - ✓ 保有の合理性の検証方法等について開示
 - ✓ 個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大

財務情報及び記述情報の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載

情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

- 監査役会等の活動状況
- 会計監査に関する情報
 - ✓ 監査法人による継続監査期間
 - ✓ ネットワークファームに対する監査報酬等の開示

2019(H31)年
3月31日以後に
終了する事業
年度に係る有
報から適用

2020(H32)年
3月31日以後に
終了する事業
年度に係る有
報から適用
(2019(H31)年
3月31日以後に
終了する事業
年度に係る有
報から適用可)

出所:金融庁HP 開示閣府令の公表ページより

記述情報の開示に関する原則(案)

金融審議会ディスクロージャーWG報告書の提言を受けて、記述情報について、望ましい開示の考え方、開示の内容、開示に対する取り組み方をまとめたもの(2018/12/21公表、2019/2/1コメント締切)

1. 企業の情報開示における記述情報の役割

- 記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。
- 記述情報の開示 投資家との建設的な対話 企業の経営の質の向上、持続的な企業価値の向上

2. 記述情報の開示に共通する事項

記述情報の開示に共通する事項	期待される取組
記述情報(経営方針・経営戦略等、MD&A、リスク情報、ガバナンス情報等)に、取締役会や経営会議の議論(資本コスト等の議論を含む)を適切に反映する。	<ul style="list-style-type: none">• 開示書類作成の早期から経営者が積極的に関与し、開示に関する基本方針を示す。• 一貫した開示を可能とするため、役員が経営企画、財務、法務等の各部署を統括するなどして、関係部署の適切な連携を図る。
投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供されるよう、重要性(マテリアリティ)という評価軸をもつ。	<ul style="list-style-type: none">• 企業価値、経営成績、経営方針・経営戦略等に与える影響を考慮。将来情報は発生蓋然性も考慮• 情報の重要性を理解できるような工夫(記載の順番など)• 変化がわかるように、提出日現在の重要性の評価を反映
事業セグメントを適切に区分し、深度ある情報を開示する。	<ul style="list-style-type: none">• 経営方針・経営戦略等の説明に適した区分(事業セグメントや地域セグメント)ごとの情報を開示(多角化によるシナジー効果、経営資源の配分状況、事業選択の適切性などを理解できるよう、各事業の経営方針等における位置付け、不採算事業への対応などを含めて説明することが期待)
分かりやすく記載する。	<ul style="list-style-type: none">• 有価証券報告書における図表、グラフ、写真等を用いた説明、前年からの変化の明確な説明、記述情報間の相互参照など

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための 取組の支援について

2018(平成30)年12月28日 内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省

記載例1

有価証券報告書の項目と項目順ベースで事業報告等の記載内容を含む有価証券報告書(以下「一体書類」)を作成する。

(株主総会提出の事業報告等としても、有価証券報告書としても、使用可能)

会社法上の株主総会招集通知発送期限までに開示する。

- なお、会社法上の株主総会招集通知発送期限までに、一体書類のうち、有価証券報告書の一部事項の作業が完了できない場合は、株主総会前に当該一部事項を含まない書類を事業報告等として開示する。その後、有価証券報告書の全項目の記載内容を満たした上で、一体書類を有価証券報告書として開示する

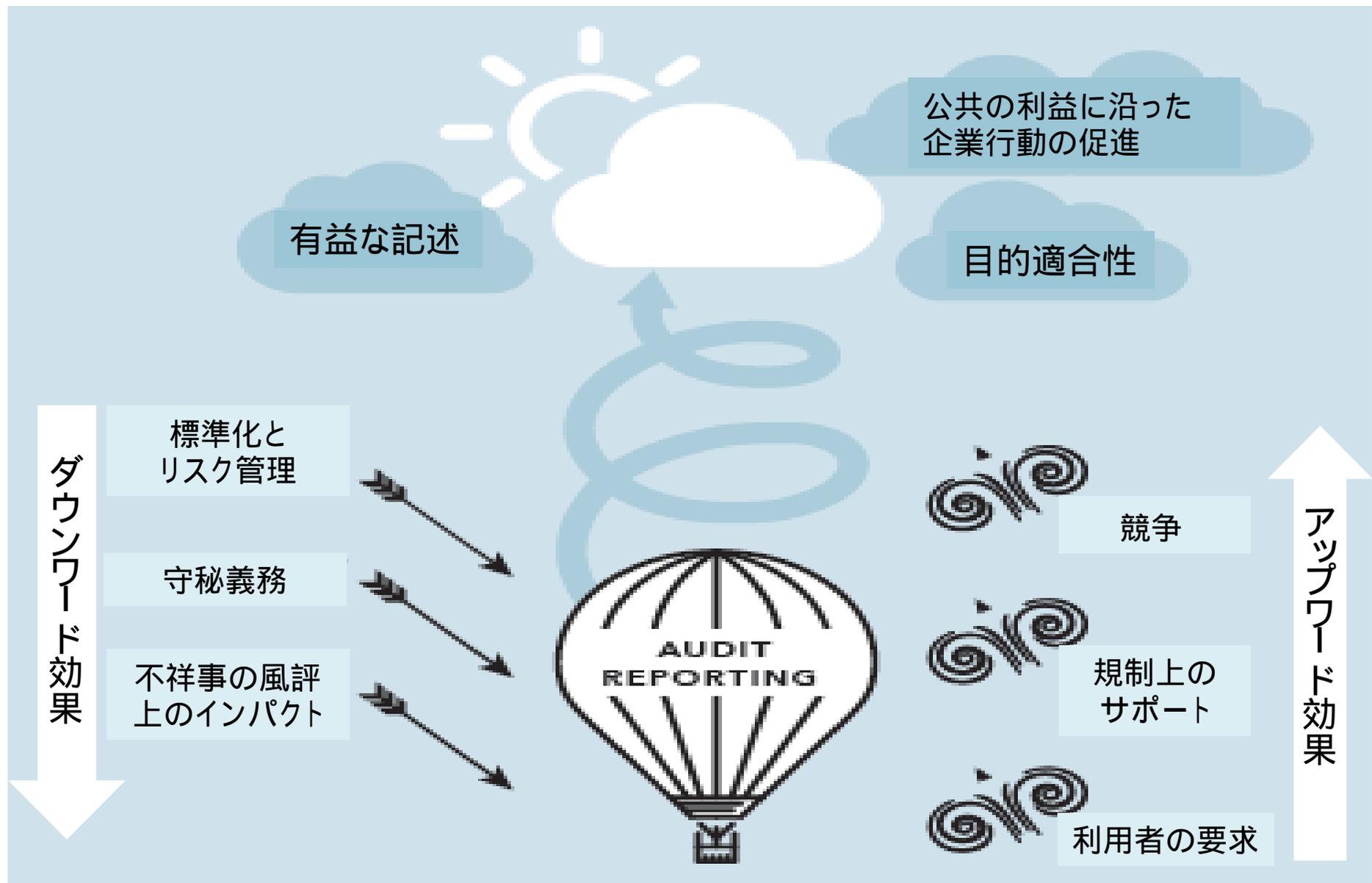
記載例2

事業報告等を、これまでの構成を大きく変えずに作成して、株主総会招集通知発送期限までに開示する。

(株主総会后)有価証券報告書の全項目の記載内容を追加して一体書類を作成し、有価証券報告書として開示する。その際、事業報告等と有価証券報告書の作成プロセスや記載内容をできる限り共通化する。

出所： 日本経済再生本部(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/shien_hontai.pdf)
「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」より抜粋

The Extended Audit Report: Fragile Achievements



出所: Institution of Chartered Accountants in England and Wales “The Start of a conversation – The Extended Audit Report” (2017)

日本公認会計士協会ウェブサイト トップページ

日本公認会計士協会
The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

> English > 本部/地域会連絡先 検索 会員ログイン

公認会計士とは 専門情報 一般企業の方へ ニュース 協会について

KAM Together
監査報告に関する動向
監査上の主要な検討事項
(Key Audit Matters)
> 詳しく見る

Transparency
Governance
Dialogue
Communication
Reporting

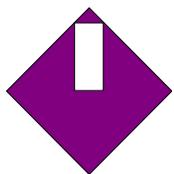
会員・準会員の方 >
公認会計士の仕事に興味のある方 >
一般企業の方へ
(経理部・監査役の方等) >

1. 我が国における現在の動向

- ◆ 金融庁/企業会計審議会監査部会の公表資料の紹介(KAMの試行結果の報告を含む)
- ◆ JICPAで実施した関連する研修・シンポジウムの資料、動画
- ◆ 会計・監査ジャーナルに掲載した関連記事

2. 諸外国における動向

- ◆ IAASB(監査報告に関する説明資料(日英)、ISA701 (KAM)の仮訳等)
- ◆ US(会計・監査ジャーナルに掲載した関連記事等)
- ◆ UK(会計・監査ジャーナルに掲載した関連記事等)
- ◆ **海外の監査報告書を紹介したIFAC WEBへのリンク**
- ◆ その他(マレーシア、NZ、香港、シンガポールのKAM導入初年度の報告書へのリンク)



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

ご清聴ありがとうございました。